

『民法改正』を踏まえたシステム/ソフトウェア開発における 予防法務の基本的なポイント

～ 関係する法律、考えられるリスクを企業経験のある講師が平易に解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2017年 12月 25日(月) 14:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

近年、システム/ソフトウェア制作を巡る法務は、民法、知的財産法、個人情報保護、独占禁止法、労働法など多岐にわたり複雑化しています。法務担当者が法律関係とリスクをすべて完全に理解して対処することは多大な労力を要します。そこで、各分野の基本事項とチェック・ポイントを、民法(債権法)改正の影響も踏まえ、明確に解説します。それに加えて、近年の紛争事例をその発端から弁護士が分析し、当該紛争を防止するために必要なポイント、契約書のドラフティング上の教訓まで探っていきます。

講師 King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業 弁護士 弦巻充樹 氏

早稲田大学法学部、ヴァンダービルト大学法科大学院(LLM)卒業。2003年弁護士登録(第一東京弁護士会)後、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、三宅・山崎(現・三宅・牛嶋・今村)法律事務所などを経て、2016年からKing & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業のパートナー。株式会社NTTデータで数年間社員としての勤務経験があることから、システム/ソフトウェア開発企業のクライアントが多く、システム/ソフトウェア製作にかかる契約書作成、訴訟等の紛争解決を含む企業法務を取り扱っている。



《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

171950-0303 『民法改正』を踏まえたシステム/ソフトウェア開発			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

・プログラム・

1. システム/ソフトウェア開発における契約交渉・作成の基礎

2. 知的財産・ノウハウの開発段階

(1) システム/ソフトウェア開発契約を巡る紛争

- ・請負と準委任
- ・知的財産権の帰属
- ・免責・責任制限条項
- ・損害賠償条項

(2) 仕事の完成

(3) 仕様変更

(4) 下請法/優越的地位の濫用

(5) 偽装請負/インディペンデント・コントラクター

3. 知的財産・ノウハウの活用段階

(1) ライセンス契約

(2) 情報セキュリティ

(3) 最惠待遇条項

(4) 個人情報保護法とその改正

4. 知的財産・ノウハウの流出防止

(1) 契約解除、損害賠償請求

(2) 秘密情報の流出

(3) 知的財産・ノウハウの侵害

(4) 引き抜き、転職の防止

5. 民法(債権法)改正の影響

(1) 請負契約

(2) 準委任契約

(3) 瑕疵担保から契約不適合へ

(4) 解除、損害賠償

(5) 開発途中で頓挫した場合の報酬請求権

(6) 追完請求と減額請求

(7) 定型約款

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。